

神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

名 前	役 職	区 分
岩本 知之	丸山中学校教員（生徒指導担当）	教員
小清水 収	神戸市立中学校PTA連合会幹事	保護者
長澤 憲保	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授	学識経験者
日高 庸晴	宝塚大学看護学部教授	学識経験者
増田 香織	多聞東中学校教員（家庭科担当）	教員
増田 隆志	神戸市立小学校PTA連合会会長	保護者
宮本 晃郎	神戸市立湊小学校校長	校長
柳田 竜一	神戸市立義務教育学校港島学園校長	校長

神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会開催要綱

令和元年 7 月 12 日
教育長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市立中学校の標準服に係る今後のあり方を検討するにあたり、生徒指導上の必要性や保護者の経済的負担の軽減、性的マイノリティへの配慮といった観点から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教員の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から、当該委嘱した日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第 4 条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会の進行をつかさどる。

3 教育長は、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第 5 条 検討会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請する。

(会議の公開)

第 6 条 検討会は、これを公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 条）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 公開することにより公正かつ円滑な検討会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 検討会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、学校教育部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 7 月 12 日より施行する。